

同乗走行について

令和6年4月1日より軽自動車での同乗走行を禁止とします。

同乗走行されるお客様は下記の条件を満たす方とさせていただきます。

- ① 同乗者は日光サーキット見舞金制度へ加入すること。
- ② 同乗者の服装は運転者と同様とする。
- ③ 同乗者の年齢は原則16歳以上とし、同乗者が未成年の場合は必ず親権者の同意を得ること。
- ④ 親権者の運転する車両に16歳未満の子供が同乗する場合
中学生以上かつ身長が140cm以上とする。
(親権者との関係を確認させて頂くことがあります。保険証等をご用意ください。)
- ⑤ コース内では、乗員側の窓は全閉にすること。
- ⑥ オープン車両は必ずルーフを閉じて同乗走行すること。

上記の条件を満たしていてもシートベルトが確実に装着できない等、安全上に問題があるとサーキットが判断した場合、同乗走行をお断りします。

運転者の方は同乗者の安全を背負う事になります。十分理解した上で同乗走行を行ってください。

(有)日光サーキット